

民間部門における監督体制（大綱における指摘）

現行の基本法においては、民間部門の個人情報取扱事業者の監督権限及びその体制について、事業者に対する報告の徴収、助言、勧告及び命令の権限を主務大臣が行使する体制となっている（法第 32～34 条）。

大綱（パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱（平成 26 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部））においては、今回の制度改正により、この体制及び権限を次のとおり変更することとされている。

○第三者機関の権限

第三者機関が、①「番号法に規定されている業務」に加えて、②「パーソナルデータの取扱いに関する監視・監督、事前相談・苦情処理、基本方針の策定・推進、認定個人情報保護団体等の監視・監督、国際協力等の業務を行う」こととされ、具体的には「現行の主務大臣が有している個人情報取扱事業者に対する権限・機能（助言、報告徴収、勧告、命令）に加えて、指導、立入検査、公表等を行うことができることとする」とともに、「現行の主務大臣が有している認定個人情報保護団体に対する権限・機能（認定、認定取消、報告徴収、命令）を有する」とされている。

○第三者機関と各府省大臣との関係

「第三者機関を中心とする実効性ある執行・監督等が可能となるよう各府省大臣との関係を整理する」とされている。

（なお、整理に当たっては、「第三者機関と各府省大臣との役割の明確化を図るとともに、…重畳的な執行を回避し効率的な運用を行うために、緊密な連携のもと業務を行う」、「実効的な執行及び効率的な運用が確保されるよう、現行の主務大臣が所管事業に関し行政を行う観点から果たしてきたことで蓄積された高度に専門的な知見の活用等が特に期待される分野を中心に各府省大臣との連携について、役割・権限を明確化し、特別な措置を講じる旨の意見があったことを踏まえ検討する」、「第三者機関が適切に機能・役割を果たせるように、各府省大臣、地方支分部局から執行の協力が得られるよう整理する」）とされている。）